

令和3年度

飯塚公証役場 北島 孝昭 公証人による



遺言・相続・離婚養育費などの

無料相談会のお知らせ

土地や建物の名義が、既に亡くなっている人のままなので変更したいのですが・・・

治らない病気なら延命治療はしてほしくない。どうすればいいですか？

病気や認知症、足腰が不自由になった時のため、信頼できる者（配偶者、子ども、甥姪など）との間に公正証書を作成しておけば、預金の引出し、町役場への手続きなどの生活、療養看護、財産管理等を安心して任せられるって本当ですか？

私達夫婦には子どもがいないため、行く末が心配なのですが・・・

離婚の養育費・財産分与などの支払取り決めは、公正証書で作成しておくことがベストですか？

「親危篤あわてて走る銀行へ」「三兄弟初七日終われば三国志」

とならないためにも、遺言を残しましょう！

場 所

いきいきセンター「桂寿苑」

開 催 日

奇数月の第2水曜日 13時30分～16時00分

5月12日、7月14日、9月8日、

11月10日、1月12日、3月9日

相談内容

遺言、相続、財産分与、遺産分割、尊厳死

金銭・土地・建物などの賃借

協議離婚に伴う養育費や慰謝料の支払い

会社設立、任意後見 などについて

費 用

無 料（公正証書作成などに要する手数料は必要）

* 予約制です。予約なしでお越しの場合は、対応できない場合があります。



申し込み・問い合わせ先

桂川町社会福祉協議会 TEL: 65-2271 FAX: 65-4555